

支部活動援助に関する規程

広島大学教職員組合

(目的)

第1条 組合が支部の諸活動を活発にし、ひいては組合全体の活動を発展・強化させる目的を持って財政援助を行なう場合はこの規程による。

(支部活動への援助)

第2条 各支部が、組合員の親睦及び連帯を強化する目的で活動する場合には、1件につき組合員一人当たり200円を援助し、組合員数は当該年度5月1日の支部在籍者数とする。ただし、計算した金額が実費を上回ったときは、当該実費を援助金額とする。

2 前項にかかわらず、一年度における一部への援助金額の合計は、5万円または当該年度5月1日の支部在籍組合員数に200円を乗じた金額のいずれか大きい金額を限度とする。

3 第1項の援助を受けようとする場合には、支部長は、原則として、当該活動後3月以内に支出費用証明資料を添付して執行委員会へ申請しなければならない。

(複数支部の共同活動への援助)

第3条 複数の支部が共同で組合員の親睦及び連帯を強化する目的で活動する場合には、必要経費の一部を援助する。

2 前項の援助を受けようとする場合には、関係する支部長は連名で、原則として、当該活動後3月以内に当該活動に係る決算報告書と支出費用証明資料を添付して執行委員会へ申請しなければならない。

3 執行委員会は、前項の申請を受理した後3月以内に援助金額を決定しなければならない。

(支部機関紙への援助)

第4条 支部が発行する機関紙には印刷費相当額の3分の1を援助する。

2 前項の援助を受けようとする場合には、支部長は、発行した機関紙及び支出費用証明資料を添付して執行委員会へ申請しなければならない。

3 適当な支出費用証明資料が提出できない場合は紙代相当額の2分の1を援助する。

(組織拡大への援助)

第5条 各支部が未加入者の組合加入を行なった場合には、年度内加入者一人当たり2,000円を援助し、原則として、年度末に支出する。

(解釈)

第6条 この規程の解釈に疑義が生じた場合は、執行委員会が決定する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、執行委員会が行なう。

付則

1. この規程は、1961年6月24日より実施する。
2. 改正 1990年7月1日
3. 改正 2011年1月26日 全条
4. 2011年1月26日の改正は改正した日より施行する。ただし、第2条第2項の施行は2011年4月1日からとする。